

株主各位

茨城県高萩市上手綱3333番地3
株式会社 シンニッタン
代表取締役 橋本 諭
社長

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時迄に到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県高萩市上手綱3333番地3
当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願い申し上げます。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.snt.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

事 業 報 告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や雇用環境他の改善等を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、年度後半に掛けて輸出や生産に弱さが見られ、製造業を中心に企業収益は弱含みで推移し、景気の減速感が出てまいりました。一方、わが国をとりまく世界経済は、米中貿易摩擦問題の長期化をめぐる中国経済の減速、英国のEU離脱他不安定な状況に加え新型コロナウイルス感染の世界的な拡大の影響など、不確実性が高まり先行きの不透明感が増しております。

このような状況下、当社とその連結企業（以下「当社グループ」という。）の売上高は、鍛造事業で主要取引先のグローバル販売の低迷のあおりを受けたことや、物流事業で前期業績に寄与した取引が終息したこと、更に昨年夏場以降の世界経済の減速の影響も受け、前期比34億31百万円減少の193億37百万円となりました。利益面は、売上高の減少により、営業利益が前期比9億53百万円減少の7億68百万円、経常利益は前期比9億9百万円減少の10億89百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、i 株価下落による投資有価証券評価損の計上 ii 海外子会社の留保利益に関わる方針変更に伴う繰延税金負債の計上 iii 不稼働資産の撤去に伴う費用の計上 等を行ったことから、前期比15億96百万円減少の2億78百万円の損失となりました。なお、2019年10月15日に当社の完全子会社株式会社ジェイ・エム・ティを吸収合併し、その税効果として3億5百万円を計上しております。

事業の状況は、次のとおりであります。

当社グループの主要事業である鍛造事業は、鍛造品の主要マーケットである国内自動車産業において海外生産拡大による現地調達化の基調が続いており、国内自動車産業向けの鍛造品は引続き伸び悩んでおります。また、当社主力の大型部品の引き合いは見られますが売上貢献度が少なく、前期好調であったSUV車向けも低位で推移しました。海外子会社の市場であるタイ国の自動車産業においては、タイ・パーツ高により輸出が振るわないことや、同国での自動車ローンの引き締め等もありタイ国内での自動車生産台数が減速しました。加えて同社が得意としている分野において、部品搭載車種の販売低迷の影響を受け、売上が減少いたしました。また建設機械産業においては、年度前半では、北米市場での建設機械需要が堅調であったことや補用部品の引合いがあったこともあり、関連す

る鍛造部品も堅調に推移しておりましたが、昨年夏場以降の世界経済の減速の影響も受け、建設機械需要も低位となり関連する鍛造品も減少しました。以上から売上高は前期比23億66百万円減少の165億49百万円、営業利益は売上高の減少により前期比7億58百万円減少の9億26百万円となりました。

仮設機材の販売・リースを行う建機事業は、首都圏での再開発事業や社会インフラの改修整備等から、仮設機材自体の需要は引続きあるものの、機材保有量の高止まりや建設関連職人の人手不足問題ならびに人件費の高騰による建設工事の一部見直し等も見られ、やや停滞感が生じています。当社では一部の仮設機材の販売が増加したことから、売上高は前期比1億62百万円増加の18億68百万円となりましたが、営業利益は、リース部門の利益率低下の影響を受け、前期比23百万円減少の1億38百万円となりました。

金属製パレットの製造販売を中心とした物流事業は、前期業績に寄与した大口取引が終息したことと、主要取引先の販売低迷および新車投入の遅れの影響を受けたことから、売上高は前期比12億16百万円減少の7億57百万円、営業利益は売上高の減少により19百万円に止まりました。

不動産事業の売上高は、一部テナントの退去もあり前期比11百万円減少の1億61百万円となりました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

事業	売上高(百万円)	構成率(%)	前期比増減率(%)
鍛造事業	16,549	85.6	△12.5
建機事業	1,868	9.7	9.6
物流事業	757	3.9	△61.6
不動産事業	161	0.8	△6.6
合計	19,337	100.0	△15.1

2021年3月期の見通しについては、現在、新型コロナウイルス感染拡大が世界経済全体に大きな影響を及ぼしており、先行き不透明感が一段と増しております。当社の主要取引先である自動車関連では、世界各地で生産活動を停止し、回復には相当な時間を要することが想定されます。

このような状況下、当社においても当面は厳しい経営環境が継続するものと見込まれますが、国内外での新型コロナウイルス感染拡大が当社の事業活動へ与える影響を合理的に算定することが困難であることから、今後開示が可能になった段階で速やかに公表いたします。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、依然として大きく速いスピードで変化しております。当社にはこれらの環境変化に機敏に対応し、挑戦することが求められます。

こうした中、主要事業の鍛造事業では自動車産業や建設機械業界へのタイムリーな部品供給体制を確立するとともに、長期的な視点から適切な設備投資に取り組んでまいりました。また、建機事業では安全で取り扱いの容易な仮設機材の提供を図り、物流事業では搬送の信頼性が高く収納が容易な金属製パレットの提供を行ってまいりました。

これからも、顧客や市場のグローバル化の進展に合わせた当社の存立基盤を確保するため、① 事業分野の見直し、② 設備の最適配置、③ 製品開発と選別、④ 販売力の強化 等を行う一方、人材・技術・設備に緩みのない現場力を強化するため製造基盤の整備を進めていきます。

具体的な取り組みとしては

- ・人材・組織面
 - i 人材育成（能力開発・教育体系・多能化等）
 - ii 人材確保・獲得
 - iii 風通しの良い組織
 - iv 誇りを持ち安心して働ける職場
 - v コミュニケーションの強化
- ・技術・ノウハウ面
 - i グループ全体での技術・技能の整備・継承
 - ii 難易度の高い形状に対応できる鍛造技術
 - iii 差別化製品を可能とする鍛造技術
 - iv 金型・鍛造・加工他当社保有技術の転用
- ・設備面
 - i 設備の新設・売却・廃却
 - ii グループ内設備の調整（集約・統合他）
 - iii 修理・修繕のノウハウの蓄積
 - iv 軽量化への対応（素材&加工）

などを実施していきます。

新型コロナウイルス感染拡大が世界経済全体に大きな影響を及ぼしており、先行き不透明感が一段と増しております。当社においても当面は厳しい経営環境が継続するものと見込まれますが、すべての関係者の皆様、社員ならびにその家族の安全を最優先とし、新型コロナウイルス感染防止に努めるとともに、引続き経営体質の強化ならびに新型コロナウイルス収束時での生産体制の確立の為、新たな受注活動も行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは「得意分野の市場開発」を基本戦略として当連結会計年度は、全体で1,749,019千円の設備投資を実施しました。

主なものは、鍛造事業において、タイ子会社アクスルシャフト加工ライン増設および関連設備更新工事で、521,087千円です。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に要する資金は、自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第86期	第87期	第88期	第89期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	17,222	21,752	22,769	19,337
経常利益(百万円)	1,833	1,868	1,999	1,089
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)(百万円)	1,068	1,508	1,317	△278
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	42.60	30.70	26.81	△5.90
総資産(百万円)	37,796	40,208	38,975	36,595
純資産(百万円)	29,236	31,050	30,900	24,291

- (注)1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。
2. 当社は、2018年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は第86期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
3. 1株当たり当期純利益(△純損失)金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
- 1株当たり当期純利益(△純損失)の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度97千株であります。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比 率 (%)	主要な事業内容
中 部 鍛 工 (株)	300 百万円	100	鍛工品の製造販売 および鍛工品の加工
(株) セ イ タ ン	350 百万円	100	鍛工品およびそれらの加工品・ 組立品の設計、製造、販売
(株) エヌケーケー	30 百万円	100	建設用機材、物流機器 の製造販売
サイアム・メタル・ テクノロジー社	617 百万 タイパーツ	98	鍛工品の製造販売 および鍛工品の加工
つくば工機(株)	10 百万円	100	鍛工品の機械加工

連結子会社は、上記重要な子会社 5 社に 1 社を加え 6 社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

① 鍛造事業

- ・鍛工品の製造ならびに販売
- ・機械器具の製造ならびに販売

② 建機事業

- ・建設用機材の製造ならびに販売
- ・各種機器の賃貸借

③ 物流事業

- ・物流機器の製造ならびに販売

④ 不動産事業

- ・不動産の賃貸ならびに管理業務

(12) 主要な営業所および工場等

当 社	本社および工場	茨城県高萩市上手綱3333番地 3
	東京本社	神奈川県川崎市川崎区
中部鍛工株式会社	本社および工場	愛知県新城市
株式会社セイトン	本社および工場	新潟県南魚沼市
サイアム・メタル・ テクノロジー社	本社および工場	タイ国ラヨン県
株式会社エヌケーケー	本社および工場	茨城県結城市

その他の子会社

本社：神奈川県 1、茨城県 1

(13) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事業	従業員数(名)	前期比増減(名)
鍛造事業	718	△17
建機事業	47	△2
物流事業	21	0
全社(共通)	14	0
合計	800	△19

(注) 不動産事業の従業員数は、全社(共通)に含まれております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
172	△1	47.8	7.8

(14) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,530
株式会社三井住友銀行	2,000
三井住友信託銀行株式会社	1,200

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 115,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,000,000株
(自己株式18,251,202株を含む。)
- (3) 株主数 3,000名 (前期比76名減)
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
東 本 製 鉄 (株)	2,585 ^{千株}	7.03%
日 本 製 鉄 (株)	2,577	7.01
(株) り そ な 銀 行	2,454	6.68
(株) み ず ほ 銀 行	2,454	6.68
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ (株)	1,878	5.11
佐 藤 商 事 (株)	1,693	4.61
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	1,560	4.25
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,558	4.24
コンウオール マスター エルピー	1,411	3.84
日 鍛 バ ル ブ (株)	1,359	3.70

- (注) (1) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当社は、自己株式18,251千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
- (3) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。ただし、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有している当社株式97千株については含めて計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分および所有の状況

取得株式

- ・ 単元未満株式の買取による取得

普 通 株 式 60株

取得価額の総額 21千円

- ・ 2020年2月19日の取締役会決議による取得

普 通 株 式 12,500,000株

取得価額の総額 5,687,500千円

事業年度末における保有株式

普 通 株 式 18,251,202株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 論	中部鍛工(株) 取締役会長 (株)セイタン 取締役会長 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
常 務 取 締 役	長久保 眞 治	鍛造事業部長兼 鍛造営業部長 (株)セイタン 取締役 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
常 務 取 締 役	小 林 謙 治	財務部長 (株)セイタン 取締役
取 締 役	鈴 木 毅	鍛造事業部生産本部長 つくば工機(株) 代表取締役社長
取 締 役	川 島 俊 也	(株)セイタン 代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	神 永 眞	
取締役（監査等委員）	加 藤 興 平	弁護士（銀河総合法律事務所） (株)BANDAI SPIRITS 社外監査役
取締役（監査等委員）	渡 辺 文 雄	税理士（税理士法人あさひ綜合会計代表社員）
取締役（監査等委員）	清 家 千 春	税理士（ソフィア税理士法人代表税理士）

- (注) 1. 取締役加藤興平氏、渡辺文雄氏および清家千春氏は、社外取締役であります。なお、加藤興平氏、渡辺文雄氏および清家千春氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役加藤興平氏、渡辺文雄氏および清家千春氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当社は監査等委員会の実効性を高めるため、神永眞氏を常勤の監査等委員として選定することで、情報収集その他監査・監督機能を強化しております。
3. 監査等委員加藤興平氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また渡辺文雄氏、清家千春氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の取締役の異動
2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において川島俊也氏は取締役（監査等委員であるものを除く）に選任され、就任いたしました。
2019年7月12日付で取締役小林謙治氏は常務取締役に昇格いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 4 名 54,760千円

取締役（監査等委員） 4 名 10,800千円
（うち社外3名 9,000千円）

- ① 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額10,730千円を支払っております。
- ② 上記以外に当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額、取締役（監査等委員を除く）4名 2,411千円がありますが、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給ならびに支給時期は当該役員の退任時とすることが決議されましたので、長期未払金として計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役（監査等委員） 加藤興平
 - ・他の法人等の兼任状況は、株式会社BANDAI SPIRITSの社外監査役であり、同社と当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。
 - ・弁護士で法律事務所に所属し広く活躍しており、取締役会ならびに監査等委員会において専門的見地からの助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べております。
 - ・当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。
- ② 取締役（監査等委員） 渡辺文雄
 - ・他の法人等の兼任状況は、特にありません。
 - ・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会ならびに監査等委員会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べております。
 - ・当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。また当期開催の監査等委員会13回のうち12回に出席しております。
- ③ 取締役（監査等委員） 清家千春
 - ・他の法人等の兼任状況は、特にありません。
 - ・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会ならびに監査等委員会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べております。
 - ・当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 大手門会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

19,600千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,600千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

会計監査人の報酬等については、監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

なお、当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、内部統制報告書を提出するため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運

用体制を構築しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスにかかわる規程を整備し、これを役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

総務担当取締役を総括責任者とし、総務部においてコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたるとともに、同部を中心に役職員教育を行う。また、内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、すみやかに総務部へ報告できる体制を構築する。問題が発生した場合、総務部および関係部署は協議の上、再発防止策を策定し、取締役会および監査等委員会へ報告するとともに全社的に防止策を実施させることとする。子会社においても同様に取扱い実施する。

さらに、当社および子会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規則およびその他関連規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。全取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、情報セキュリティ、与信等のリスクカテゴリー毎の社内規程および責任部署を定め、各部門の所管業務に付随するリスクについては各担当部門が行い、全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とする。内部監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

当社および子会社において事業活動上の重要な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

毎期、事業部門毎の業績目標と予算を立案し、全社的な目標を設定する。月次の業績は迅速に管理会計として

データ化し、担当取締役が取締役会に報告する。子会社においてもこれらの報告に併せ、適宜報告する。

取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役および事業部門の責任者が出席する経営会議を毎月2回開催し、業績の進捗状況、目標未達の要因解析、改善策を各事業責任者から報告させ、業務執行に関する重要事項および権限分配を含めた効率的な執行体制を機動的に決定できるようにする。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務部とし、グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。

「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要事項についての協議を行う。また、内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会、総務部および所管事業部へ報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室の職員1名がこれにあたる。当該職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、コンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査等委員会に対してすみやかに報告するものとする。

監査等委員は、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

内部通報制度運用規則に準じ、監査等委員会に報告を

行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

また、監査等委員会は、監査法人、内部監査室と緊密な連携を図っていく。

なお、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、その費用が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを基本的な考え方としております。平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携し、情報収集や管理、対応を行う体制を整えております。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催いたしました。また経営会議は22回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針および監査計画等に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負債及び純資産の部	金 額
流 動 資 産	18,962,797	負 債 の 部	
現金及び預金	10,569,372	流 動 負 債	11,003,959
受取手形及び売掛金	2,948,815	支払手形及び買掛金	2,874,268
電子記録債権	810,621	電子記録債務	1,090,574
製 品	1,958,981	短 期 借 入 金	6,190,000
半 製 品	87,792	未払法人税等	95,197
仕 掛 品	1,017,425	資産除去債務	45,000
金 型	376,070	賞与引当金	153,185
原材料及び貯蔵品	889,028	そ の 他	555,734
そ の 他	304,982	固 定 負 債	1,299,742
貸倒引当金	△294	繰延税金負債	508,227
固 定 資 産	17,632,249	環境対策引当金	75,000
有形固定資産	13,416,331	株式給付引当金	37,291
建物及び構築物	2,887,755	退職給付に係る負債	457,380
機械装置及び運搬具	2,733,976	そ の 他	221,841
土 地	6,153,480	負 債 合 計	12,303,702
建設仮勘定	776,530		
そ の 他	864,588	純 資 産 の 部	
無形固定資産	38,269	株 主 資 本	22,704,720
投資その他の資産	4,177,647	資 本 金	7,256,723
投資有価証券	3,988,693	資 本 剰 余 金	6,660,886
繰延税金資産	118,307	利 益 剰 余 金	16,276,128
そ の 他	82,727	自 己 株 式	△7,489,017
貸倒引当金	△12,080	その他の包括利益累計額	1,398,216
		その他有価証券評価差額金	701,770
		為替換算調整勘定	696,446
		非支配株主持分	188,407
		純 資 産 合 計	24,291,344
資 産 合 計	36,595,046	負債純資産合計	36,595,046

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売 上 高		19,337,838
売 上 原 価		16,977,587
売 上 総 利 益		2,360,251
販売費及び一般管理費		1,592,096
営 業 利 益		768,154
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	68,758	
受 取 配 当 金	125,276	
為 替 差 益	43,496	
そ の 他	163,201	400,732
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,723	
金 型 廃 棄 損	33,278	
自己株式取得費用	28,437	
そ の 他	5,588	79,027
経 常 利 益		1,089,859
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	909	
環境対策引当金戻入益	81,940	
投資有価証券売却益	1,043	83,893
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	317,303	
減 損 損 失	206,245	
投資有価証券評価損	313,646	
災 害 損 失	30,414	
そ の 他	1,298	868,908
税金等調整前当期純利益		304,844
法人税、住民税及び事業税	214,291	
法 人 税 等 調 整 額	360,287	574,578
当 期 純 損 失		269,734
非支配株主に帰属する当期純利益		9,081
親会社株主に帰属する当期純損失		278,815

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,256,723	6,660,886	17,047,432	△1,802,119	29,162,922
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△492,488		△492,488
親会社株主に帰属 する当期純損失			△278,815		△278,815
自己株式の取得				△5,687,521	△5,687,521
株式給付信託による 自己株式の処分				623	623
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	—	—	△771,304	△5,686,897	△6,458,201
当連結会計年度末残高	7,256,723	6,660,886	16,276,128	△7,489,017	22,704,720

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,402,438	162,590	1,565,029	172,665	30,900,617
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△492,488
親会社株主に帰属 する当期純損失					△278,815
自己株式の取得					△5,687,521
株式給付信託による 自己株式の処分					623
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△700,668	533,855	△166,812	15,741	△151,071
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	△700,668	533,855	△166,812	15,741	△6,609,273
当連結会計年度末残高	701,770	696,446	1,398,216	188,407	24,291,344

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6 社

中部鍛工(株)、(株)セイタン、サイアム・メタル・テクノロジー社、
(株)エスエヌティビル、つくば工機(株)、(株)エヌケーケー

当社の連結子会社であった株式会社ジェイ・エム・ティは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 一社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、次のとおりであります。

会社名	決算日
サイアム・メタル・テクノロジー社	12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法：主として原材料・金型は個別法、製品（賃貸機器を除く）・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 主として当社及び国内連結子会社は、定率法(ただし、賃貸用建物、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～10年

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
環境対策引当金	法令により義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

環境対策引当金

当連結会計年度において、従来からPCB使用機器関連の処理支出に備えるため環境対策引当金を計上していましたが、概ねの処理が終了し2021年3月期中には完了見込みであることから見積りの変更を行い、従来の見積り額との差額を特別利益に計上しております。これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が81百万円増加しております。

(追加情報)

役員退職慰労金制度の廃止

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度（以下「本制度」という。）を廃止することを決議し、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において、本制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給すること、ならびに支給時期は、当該役員の退任時とするものの決議がされました。

これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払金102,444千円を、長期未払金として計上し、固定負債の「その他」に含めております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	27,781,784千円
2. 担保に供している資産	
その他（流動資産）	34,775千円
工場財団	
建物及び構築物	905,470千円
機械装置及び運搬具	625,705千円
土地	294,105千円
合計	1,860,056千円
上記に対応する債務	
短期借入金	5,560,000千円
その他（流動負債）	25,078千円
合計	5,585,078千円

(※) 従来、高萩工場、結城工場の工場財団は、対応債務がなかったことから、担保に供している資産に含めておりませんでしたが、今回、新たな借入金発生により、計上しました。

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

固定資産売却益は、土地売却益であります。

固定資産処分損は、建物撤去費用72,539千円、構築物除却損5,433千円、機械及び装置除却損29,652千円、車両運搬具除却損329千円、工具器具備品除却損209,348千円であります。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	55,000,000	—	—	—	—	55,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決	議	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 発 生 力 日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会		普通株式	492,488	10円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(※) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金986千円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020 年 6 月 26 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益 剰余金	367,487	10円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月29日

- (※) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J－E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金971千円が含まれております。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は自己株式の取得と営業取引に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	10,569,372	10,569,372	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,948,815	2,948,815	—
(3) 電子記録債権	810,621	810,621	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,877,853	3,877,853	—
資産計	18,206,662	18,206,662	—
(5) 支払手形及び買掛金	2,874,268	2,874,268	—
(6) 電子記録債務	1,090,574	1,090,574	—
(7) 短期借入金	6,190,000	6,190,000	—
負債計	10,154,842	10,154,842	—

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
その他	110,840
合 計	110,840

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,569,372	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,948,815	—	—	—
電子記録債権	810,621	—	—	—
合 計	14,328,809	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	6,190,000	—	—	—	—	—
合計	6,190,000	—	—	—	—	—

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

子会社株式会社エスエヌティビルは、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は76百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
2,903,473	△15,137	2,888,336	2,943,712

注1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は減価償却費の計上によるものであります。

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

657円62銭

2. 1株当たり当期純損失

5円90銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 シンニッタン
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

東京都中央区新川1丁目

指定社員 公認会計士 才川久男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンニッタンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンニッタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 シンニッタン 監査等委員会

常勤監査等委員 神 永 眞 ⑩

監査等委員 加 藤 興 平 ⑩

監査等委員 渡 辺 文 雄 ⑩

監査等委員 清 家 千 春 ⑩

(注) 監査等委員加藤興平、渡辺文雄及び清家千春は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(2020年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負債及び純資産の部	金 額
流 動 資 産	10,492,526	負 債 の 部	
現金及び預金	3,741,222	流 動 負 債	7,243,713
受 取 手 形	192,421	支 払 手 形	66,560
電子記録債権	582,201	電子記録債務	1,149,478
売 掛 金	943,441	買 掛 金	666,844
製 品	1,322,457	短 期 借 入 金	5,000,000
半 製 品	9,509	資産除去債務	45,000
仕 掛 品	266,233	未 払 金	75,633
金 型	171,291	未 払 費 用	80,929
原材料及び貯蔵品	73,097	未払法人税等	31,788
前 払 費 用	2,690	未払消費税等	40
関係会社短期貸付金	3,091,000	預 り 金	7,785
未 収 入 金	92,758	前 受 収 益	3,803
そ の 他	5,179	賞与引当金	59,610
貸倒引当金	△979	設備関係支払手形	56,239
固 定 資 産	12,497,847	固 定 負 債	429,874
有形固定資産	5,208,843	長 期 未 払 金	102,444
建 物	1,327,556	退職給付引当金	241,874
構 築 物	129,633	環境対策引当金	38,171
機械及び装置	483,690	株式給付引当金	37,291
車両運搬具	4,039	長期預り保証金	10,091
工具、器具及び備品	16,593	負 債 合 計	7,673,587
土 地	3,201,237	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	46,091	株 主 資 本	14,614,040
無形固定資産	3,792	資 本 金	7,256,723
借 地 権	3,000	資 本 剰 余 金	6,655,423
そ の 他	792	資本準備金	6,642,283
投資その他の資産	7,285,211	その他資本剰余金	13,140
投資有価証券	3,983,610	利 益 剰 余 金	8,190,911
関係会社株式	3,071,297	利益準備金	703,250
破産更生債権等	25,000	その他利益剰余金	7,487,661
繰延税金資産	176,086	別途積立金	5,179,000
そ の 他	63,516	繰越利益剰余金	2,308,661
貸倒引当金	△34,300	自 己 株 式	△7,489,017
資 産 合 計	22,990,374	評価・換算差額等	702,746
		その他有価証券評価差額金	702,746
		純 資 産 合 計	15,316,786
		負 債 純 資 産 合 計	22,990,374

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売 上 高		6,296,485
売 上 原 価		5,430,690
売 上 総 利 益		865,794
販売費及び一般管理費		881,523
営 業 損 失		15,729
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	49,942	
受 取 配 当 金	380,065	
受 取 賃 貸 料	47,817	
技 術 指 導 料	21,262	
そ の 他	58,600	557,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,920	
貸倒引当金繰入額	25,306	
金 型 廃 棄 損	7,344	
自己株式取得費用	28,437	
そ の 他	712	64,720
経 常 利 益		477,238
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	1,043	
環境対策引当金戻入益	81,940	82,983
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	80,085	
減 損 損 失	206,245	
投資有価証券売却損	1,298	
投資有価証券評価損	313,646	
災 害 損 失	13,651	614,928
税引前当期純損失		54,706
法人税、住民税及び事業税	71,471	
法 人 税 等 調 整 額	△298,381	△226,909
当 期 純 利 益		172,202

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当事業年度期首残高	7,256,723	6,642,283	13,140	6,655,423
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当事業年度末残高	7,256,723	6,642,283	13,140	6,655,423

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	703, 250	5, 179, 000	2, 628, 947	8, 511, 197	△1, 802, 119	20, 621, 223
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△492, 488	△492, 488		△492, 488
当期純利益			172, 202	172, 202		172, 202
自己株式の取得					△5, 687, 521	△5, 687, 521
株式給付信託による 自己株式の処分					623	623
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	△320, 285	△320, 285	△5, 686, 897	△6, 007, 183
当事業年度末残高	703, 250	5, 179, 000	2, 308, 661	8, 190, 911	△7, 489, 017	14, 614, 040

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	1,402,082	1,402,082	22,023,305
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△492,488
当期純利益			172,202
自己株式の取得			△5,687,521
株式給付信託による 自己株式の処分			623
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△699,335	△699,335	△699,335
事業年度中の変動額合計	△699,335	△699,335	△6,706,519
当事業年度末残高	702,746	702,746	15,316,786

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法：原材料・金型は個別法、製品・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、賃貸用建物および1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～10年

長期前払費用

経過期間に対応する金額を償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 環境対策引当金

法令により義務付けられているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

環境対策引当金

当事業年度において、従来からPCB使用機器関連の処理支出に備えるため環境対策引当金を計上していましたが、概ねの処理が終了し2021年3月期中には完了見込みであることから見積りの変更を行い、従来の見積り額との差額を特別利益に計上しております。これにより、当事業年度の税引前当期純損失が81百万円減少しております。

(追加情報)

役員退職慰労金制度の廃止

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度（以下「本制度」という。）を廃止することを決議し、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において、本制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給すること、ならびに支給時期は、当該役員の退任時とするものの決議がされました。

これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払金102,444千円を、長期未払金として計上しております。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	13,530千円
長期金銭債権	25,000千円
短期金銭債務	590,946千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,370,424千円

(3) 担保に供している資産

工場財団	
建物及び構築物	734,547千円
機械装置及び運搬具	482,586千円
土地	237,809千円

合計 1,454,942千円

上記に対応する債務

短期借入金	5,000,000千円
-------	-------------

合計 5,000,000千円

III. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	13,836千円
(2) 関係会社からの仕入高	1,264,176千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	380,428千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	5,849,742	12,500,060		1,500		18,348,302

(注) 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（当事業年度期首98,600株、当事業年度末97,100株）が含まれております。

(変動事由の概要)

増加

自己株式の取得による増加 12,500,000株

単元未満株式の買取りによる増加	60株
減少	
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が従業員に給付した 当社株式	1,500株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	18,181千円
仕掛品評価損	12,524千円
未払事業税	14,185千円
退職給付引当金	73,771千円
貸倒引当金	10,760千円
会員権評価損	1,031千円
長期未払金	31,245千円
関係会社株式評価損	14,409千円
棚卸資産廃棄損	6,636千円
環境対策引当金	11,642千円
固定資産処分損	15,626千円
減損損失	62,904千円
株式給付引当金	11,373千円
繰越欠損金	636,870千円
その他	3,073千円
繰延税金資産小計	924,237千円
評価性引当額	△439,751千円
繰延税金資産合計	484,485千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△308,399千円
繰延税金負債合計	△308,399千円
繰延税金資産の純額	176,086千円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)
子会社	(株)セイタン	新潟県 南魚沼市	350,000	鍛工品およびそれらの加工品・組立品の設計、製造、販売	(所有) 直接 100
子会社	(株)エヌケーケー	茨城県 結城市	30,000	建設用機材および物流機器の製造・販売	(所有) 直接 100
子会社	(株)エスエヌティビル	川崎市 川崎区	40,000	ビル賃貸および管理業	(所有) 直接 100

関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の兼任等	事業上の関係				
兼任 3名	資金の貸付	短期資金の貸付	587,000	関係会社 短期貸付金	587,000
		短期貸付金の回収	557,000		
兼任 1名	当社製品の製造	製品の購入	947,808	支払手形	1,442
				電子記録債務	371,702
				買掛金	107,774
兼任 2名	当社賃貸ビルの管理	短期資金の貸付	2,479,000	関係会社 短期貸付金	2,479,000
		短期貸付金の回収	2,519,000		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（支払手形・電子記録債務・買掛金）には消費税等が含まれております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 417円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円60銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 シンニッタン
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

東京都中央区新川1丁目

指定社員 公認会計士 才川久男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンニッタンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 シンニッタン 監査等委員会

常勤監査等委員 神 永 眞 ⑩

監査等委員 加 藤 興 平 ⑩

監査等委員 渡 辺 文 雄 ⑩

監査等委員 清 家 千 春 ⑩

(注) 監査等委員加藤興平、渡辺文雄及び清家千春は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開のための内部留保を勘案するとともに、株主の皆様への利益還元にあたっては、安定的かつ継続的な配当を基本とし、また1株あたりの配当金の下限を10円としております。当期の期末配当につきましては、上記方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき	10円
配当総額		367,487,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名 選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の充実・強化を図ることを目的とし、新任取締役候補者1名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会から各候補者について適任であり、特段の指摘事項はない旨確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	はしもと さとし 橋本 諭 (1952年) (7月16日生)	2005年7月 当社財務部長 2006年6月 当社取締役財務部長 2007年4月 当社常務取締役財務部長 2008年4月 当社代表取締役社長（現） * 中部鍛工(株)取締役会長 * (株)セイタン取締役会長 * サイアム・メタル・テ クノロジー社取締役	96,800株
	<候補者とした理由> 代表取締役、取締役社長として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括している。収益力、健全な経営体制の維持と基盤整備等、企業価値向上に向け陣頭に立っている。当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		
2	ながくぼしんじ 長久保眞治 (1957年) (10月3日生)	2006年9月 当社鍛造営業部長 2007年4月 当社執行役員鍛造営業 部長 2009年6月 当社取締役鍛造営業部長 2015年6月 当社常務取締役鍛造事業 部長兼鍛造営業部長（現） * (株)セイタン取締役 * サイアム・メタル・テ クノロジー社取締役	43,100株
	<候補者とした理由> 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。また基幹事業の鍛造事業を統括しており、同事業の運営に豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	こ ばやし けん じ 小林 謙治 (1953 年) (12月14日生)	2005年 4 月 当社資材室長 2008年 4 月 当社財務部長 2009年 4 月 当社執行役員財務部長 2012年 6 月 当社取締役財務部長 2019年 7 月 当社常務取締役財務部 長 (現) * (株)セイタン取締役	81,000株
		＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の 監督等の役割を適切に果たしている。また財務部門を 統括し、財務基盤の強化、適正化維持に実績があり、 高い専門性と識見が、当社の経営に欠かせないと判断 し、取締役候補といたしました。	
4	すず き たけし 鈴木 毅 (1954 年) (8月21日生)	2005年 7 月 当社高萩工場長 2006年 6 月 当社取締役高萩工場長 2015年 4 月 当社取締役鍛造事業部 生産本部長 (現) * つくば工機(株)代表取締 役社長	7,300株
		＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の 監督等の役割を適切に果たしている。また基幹事業の 鍛造事業において基幹工場の運営を統括し、開発、生 産において豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠 かせないと判断し、取締役候補といたしました。	
5	かわしま しゅんや 川島 俊也 (1955 年) (5月21日生)	1980年 4 月 日立金属(株)入社 2010年 7 月 同社技術センター生産 技術部長 2014年 4 月 (株)セイタン副社長 2014年 6 月 同社代表取締役社長 (現) 2019年 6 月 当社取締役 (現)	9,100株
		＜候補者とした理由＞ 基幹事業の主要子会社の社長として、事業の拡大、発 展に多大な貢献があり、これまでの豊富な経験と実績 が、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補と いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
<u>6</u>	ひらやま やすゆき 平山 泰行 (1961年) (11月25日生)	1984年4月 ㈱協和銀行 (現㈱りそな銀行) 入行 2004年2月 ㈱りそな銀行 神楽坂支店長 2011年6月 同行 執行役員 2013年4月 同行 常務執行役員 2017年4月 同行 専務執行役員 2018年4月 同行 代表取締役副社長 2020年5月 当社 顧問(現)	0株
	<候補者とした理由> 長年にわたる金融機関での業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を有し、企業経営に対する外部の視点等も持ち合わせることから、今後の当社の経営強化・企業価値向上に貢献できることが期待できると判断し、取締役候補といたしました。		

(注) 1) 上記候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

2) *印は重要な兼職の状況を示しております。

3) 候補者番号に下線があるものは新任の候補者です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	かみなが まこと 神永 眞 (1948年) (9月26日生)	1999年12月 当社総務部長 2000年6月 当社取締役総務部長 2012年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役 (監査等委員)(現)	36,500株
	<候補者とした理由> 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たした経験と常勤監査役として職務を適切に遂行していた実績があり、現在も監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行しており、今後も同様の貢献が期待できるものと判断し、取締役候補といたしました。		
2	かとう こうへい 加藤 興平 (1972年) (1月2日生)	1999年4月 弁護士登録 2003年5月 曙綜合法律事務所入所 2005年6月 当社監査役 2013年5月 加藤綜合法律事務所(現) 銀河綜合法律事務所(現) 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役 (監査等委員)(現) 2019年4月 株BANDAI SPIRITS社外 監査役(現)	2,000株
	<候補者とした理由> 弁護士として法律知識に精通し高い見識を有し、社外監査役及び社外取締役としての経験・識見を活かし、引き続き、監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献することが期待できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	わたなべ ふみお 渡辺 文雄 (1949年) (11月29日生)	1980年2月 税理士登録 1980年5月 渡辺文雄税理士事務所 2000年6月 当社監査役 2011年5月 税理士法人あさひ綜合会 計代表社員(現) 2016年6月 当社取締役 (監査等委員)(現)	15,200株
		<候補者とした理由> 税理士として、税務・会計知識に精通し高い見識を有し、社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての経験・識見を活かし、引き続き、監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献することが期待できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。	
4	せいけ ちはる 清家 千春 (1959年) (10月11日生)	1987年9月 税理士登録 1987年9月 清家千春税理士事務所 2006年1月 ソフィア税理士法人 代表税理士(現) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 (監査等委員)(現) 米国イリノイ州・ワシントン州並びにグアムCPA (米国公認会計士)	0株
		<候補者とした理由> 税理士として、国内外の会計・税務知識に精通し高い見識を有し、社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての経験・識見を活かし、引き続き、監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献することが期待できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。	

- (注) 1) 上記候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2) 加藤興平、渡辺文雄、清家千春の各氏は、社外取締役候補者です。各氏とも当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本總會終結の時をもって4年であります。各氏は過去に当社の社外監査役でありました。
- 3) 社外取締役候補者が過去5年間に役員等として在任した株式会社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生していません。
- 4) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に、当社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生していません。

- 5) 社外取締役候補者のうち、過去5年間に当社の特定関係事業者（当社の子会社は除く）の業務執行者又は業務執行者でない役員である者又はあった者、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定のある者、又は過去2年間に受けていた者はありません。
- 6) 社外取締役候補者のうち、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者はありません。
- 7) 当社と加藤興平、渡辺文雄、清家千春の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。加藤興平、渡辺文雄、清家千春の各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 8) 加藤興平、渡辺文雄、清家千春の各氏は、現在東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員であり、引続き独立役員として届け出る予定です。
- 9) 上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
さいとう けんいち 齊藤 健一 (1974年) (1月20日生)	2000年6月 税理士登録 2003年9月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入社 2006年12月 株式会社サンク・アンド・アソシエイツ代表取締役(現) 2007年11月 税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員(現) 2017年4月 (株)奇兵隊監査役(現)	0株

＜候補者とした理由＞

税理士として、税務・会計知識に精通し高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役の候補といたしました。

- (注) 1) 候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2) 齊藤健一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 3) 齊藤健一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

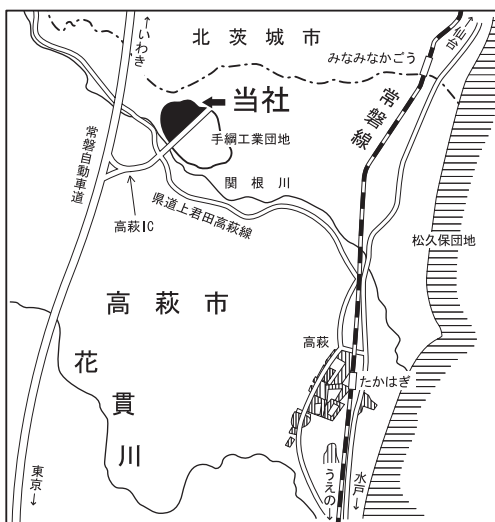
当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たな会計監査人として新創監査法人の選任をお願いします。本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

1. 新たな会計監査人として新創監査法人を候補者とした理由
現会計監査人の監査継続年数を考慮し、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性、適切性および内部管理体制について、総合的に検討した結果、適任であり、かつ、新たな視点で効果的かつ効率的な監査を実施できるメリットがあると判断したため。
2. 会計監査人候補者
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	新創監査法人		
主たる事務所の所在場所	東京都中央区銀座 7 丁目14番13号 日土地銀座ビル 4 F		
沿 革	1985年 柳澤公認会計士事務所開業 1986年 藤田公認会計士事務所開業 2000年 6 月 新創監査法人 設立 (柳澤公認会計士事務所・藤田公認会計士事務所の監査部門を総合)		
概 要 (2020年4月1日) 現 在)	構成人員 社員 (公認会計士) 11名 職員 (公認会計士) 41名 (公認会計士試験合格者等) 9名 (顧問等) 5名 (事務職員) 3名 合計 69名 関与会社数 59社		

以 上

会場ご案内図



常磐線高萩駅下車（車で約10分）
常磐自動車道高萩ICより車で約1分
茨城県高萩市上手綱3333番地3